

5. 学校跡地活用事例の調査

旧高根中学校と同一の区域区分である市街化調整区域における他自治体の学校跡地活用事例について、3校の事例を調査しました。

(1) 地区計画の策定

表2：他自治体の学校跡地活用事例

所在 学校名	千葉県成田市 旧久住第二小学校	京都府南丹市 旧川辺小学校	京都府南丹市 旧吉富小学校
区域区分	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
敷地面積	約 1.1ha	約 0.9ha	約 0.9ha
地区計画	久住第二小学校跡地地区地区計画	旧川辺小学校地区地区計画	旧吉富小学校地区地区計画
活用手法	賃貸	不明	指定管理
活用施設	宿泊施設	教育施設	文化施設
活用内容	キャンプ場 「Ready to Flight ! NARITA 校庭キャンプ場」	ドローンスクール 「Fujitaka ドローンパイロット スクール」	コミュニティ施設 「南丹市吉富地域活性センター」
契約時期	不明	不明	不明
施設オープン 時期	令和元年 8 月	令和 2 年 7 月	平成 29 年 4 月
地区計画における土地利用 の方針	・豊かな自然環境や空港に近い地域の特性を生かし、新たな賑わいを創出するために、既存の施設を活用した観光振興のために必要な宿泊施設や店舗、飲食施設などの整備を図る	・小学校施設の再利用を前提として、地域の集会・福祉・交流の拠点となるよう公益性の高い土地利用を基本とする ・周辺の歴史的な集落地と調和し、新たなコミュニティの形成を図るために、施設の利用に合わせた土地利用を図る	・小学校施設の再利用を前提として、地域の集会・福祉・交流の拠点となるよう公益性の高い土地利用を基本とする ・周辺の歴史的な集落地と調和し、新たなコミュニティの形成を図るために、施設の利用に合わせた土地利用を図る

調査した3校では、統廃合や移転によって閉校となった学校跡地について、既存施設を活用した地区計画を策定しています。これにより、各地区の実情に応じた多様な用途での活用が図られています。

(2) 条例の改正

【概要】

所在	埼玉県行田市
学校名	旧北河原小学校
区域区分	市街化調整区域
敷地面積	約 10,900 m ²
活用手法	賃貸
活用施設	事務施設
活用内容	撮影スタジオ
契約時期	不明（基本協定締結：令和 5 年 12 月）
施設オープン時期	令和 6 年 8 月
地域活性化・地域交流の取組	・避難所の機能維持 ・撮影場所の公開、新たな観光スポットの発掘、聖地巡礼による観光客の増加、地域住民のエキストラ出演 ・地域開放（撮影等の予定がない日） ・撮影関係者の来訪によるロケ弁の注文及び飲食・宿泊施設利用による経済効果

【用途緩和手法】

埼玉県行田市においては、『開発許可等の基準に関する条例』を改正（令和 5 年 6 月 29 日施行）し、市街化調整区域における公共施設等の用途の変更について、制限の緩和が可能となる条項の追加を行っています。これにより、「市長が地域の活性化に資すると認める業種」については、市街化調整区域においても、賃貸に限り、活用が可能となることとしています。